

# 船橋市指定介護老人福祉施設等入所指針

## 1. 目的

この指針は、介護保険制度下における指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設（以下「施設」という。）の入所に関する基準を明示することにより、入所決定過程の透明性及び公平性を確保するとともに、施設入所の円滑な実施に資することを目的とする。

## 2. 入所の対象者

入所の対象者は、原則として船橋市民とし、要介護3から要介護5の方であって、常時介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者及び要介護1又は2の方であって、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる特例的な施設への入所（以下「特例入所」という。）の要件に該当することが認められる者とする。

## 3. 入所の申込み

入所の申込みは、入所申込書（第1号様式）に状況申告書（第2号様式～第5号様式）及び介護保険被保険者証の写しを添付して行うものとする。

## 4. 入所検討委員会

- (1) 施設は、入所の決定に係る委員会又は会議（以下「委員会」という。）を設置し、入所の決定等を行うものとする。
- (2) 委員会は、施設長、生活相談員、介護支援専門員、看護職員、介護職員等で構成する。  
なお、委員会には第三者（当該法人の評議員等）を加えることが望ましいものとする。
- (3) 委員会は、必要に応じ施設長が招集し、開催するものとする。
- (4) 委員会は、入所待機者名簿（以下「名簿」という。）を調製するものとする。
- (5) 施設は、特例入所の申込者を入所検討委員会で検討するにあたっては、あらかじめ特例入所の要件に該当していることを確認するものとする。
- (6) 委員会は、審議の内容を議事録として5年間保管しなければならない。

## 5. 特例入所の判断に係る手続き

- (1) 施設は、特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を

営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに關し、以下の事情を考慮する。

- ① 認知症である者であつて、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること
  - ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること
  - ③ 家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難であること
  - ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること
- (2) 施設は、入所検討委員会において特例入所の判断を行うに当たっては、市に対し、特例入所に係る意見照会（第6号様式）により、その意見を求めるものとする。なお、特例入所の申込者が他市の被保険者の場合には、保険者である市町村に対し、特例入所の判断に係る手続きについて確認するものとする。
- (3) 市は、(2)により施設から意見を求められた場合、地域の居宅サービスや生活支援などの提供体制に関する状況や、担当の介護支援専門員からの居宅等における生活の困難度の聴取の内容なども踏まえ、施設に対し特例入所に係る意見書（第7号様式）を交付するものとする。
- (4) 市は、施設に対し特例入所に関する情報を必要に応じて求めることができるものとし、求められた施設は当該情報を提供するものとする。

## 6...入所待機順位の決定

入所待機順位の決定は、船橋市指定介護老人福祉施設入所者選定基準により、算定した点数が高い者から委員会の審議により順位を決定するものとする。

## 7...入所者の決定

施設は、入所待機順位をもとに委員会の審議により、入所を決定するものとする。

ただし、施設の専門性、男女別構成等により、入所予定者に対し、適切な介護福祉施設サービスを提供することが困難な場合は、その理由について本人及び家族に対し十分な説明を行い、同意を得るものとする。

## 8. 特別な理由による入所

次に掲げる場合においては、委員会の審議によらず施設長の判断により入所を決定することができる。ただし、この場合にあつては、施設長は事後すみやかに委員会へ報告するものとする。

- (1) 老人福祉法第11条第1項第2号に定める措置委託による場合
- (2) 災害等により委員会を招集する余裕のない場合
- (3) 極めて緊急性が高い等、入所することが最も適切である場合

## 9. その他の取扱い

- (1) 入所の意思を確認したにもかかわらず、申込者の都合により辞退があつた場合には、入所申込みの取下げがあつたものと見なし、必要に応じ改めて入所申込みを行つてもらうものとする。
- (2) 入所待機順位の見直しは原則として6か月に1回とし、その他必要に応じて行うものとする。
- (3) 施設の職員及び第三者委員は、業務上知り得た個人情報等について漏洩することのないよう特に留意すること。また施設を退職、若しくは退任した後も同様とする。
- (4) 施設は、入所申込者、家族等から入所に関する説明を求められた場合、適切に対応できるようにしておくものとする。

## 10. 適正運用

施設は、この指針を参考に入所に係る規程を定め、適正な運営実施を行うものとする。

### 附則

この指針は、平成15年3月1日から施行する。

ただし、この指針の各施設における運用は、平成15年4月1日より開始するものとする。

### 附則

この指針は、平成27年3月23日から施行する。

ただし、平成27年3月31日までに施設に入所する者については、旧指針の取り扱いに準じるものとする。

附則

この指針は、平成29年3月1日から施行する。

附則

この指針は、平成29年4月10日から施行する。